



かわいの家 介護予防短期入所生活介護 利用契約書

_____様（以下、ご利用者といいます）と社会福祉法人 奉優会（以下、奉優会といいます）は、奉優会がご利用者に対して行う介護予防短期入所生活介護について、次のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

奉優会は、ご利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護予防短期入所生活介護を提供し、ご利用者は奉優会に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、契約締結日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 ご利用者は、有効期間満了日から引き続いて次の要介護認定を受けたときは、その有効期間満了日までの期間を契約期間として契約を変更することができます。

第3条（利用期間）

- 1 契約期間中の利用期間は、担当が作成した居宅サービス計画書のとおりです。
- 2 ご利用者は、奉優会に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。また、ご利用者は、契約期間中であれば、介護予防短期入所生活介護の追加利用を申し込むことができます。ただし、居室などの都合により追加利用できない場合があります。

第4条（介護予防短期入所生活介護計画）

利用期間中、奉優会は、ご利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「介護予防居宅サービス計画」に沿って「介護予防短期入所生活介護計画」を作成します。奉優会はこの「介護予防短期入所生活介護計画」の内容をご利用者およびそのご家族に説明します。

第5条（介護予防短期入所生活介護の内容）

- 1 ご利用者が利用できるサービスの種類は「重要事項説明書」のとおりです。奉優会は、重要事項説明書に定めた内容について、ご利用者およびそのご家族に説明します。
- 2 奉優会は、ご利用者の希望、状態等に応じて、前項に定める各種サービスを適切に提供します。
- 3 奉優会は、「介護予防短期入所生活介護計画」が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供します。

- 4 奉優会は、サービス提供にあたり、ご利用者または他のご入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車いすやベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、車いすテーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体的拘束を行いません。
(やむを得ない場合は同意書を締結します)
- 5 ご利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、奉優会に申し入れることができます。その場合、奉優会は、可能な限りご利用者の希望に添うようにします。

第6条 (サービス提供の記録)

- 1 奉優会は、介護予防短期入所生活介護の実施終了後、サービス提供に関する記録を作成することとし、その記録をサービス提供終了後5年間保管します。
- 2 ご利用者は、奉優会の営業時間内にその事業所にて、当該ご利用者に関する前項の記録を閲覧できます。
- 3 ご利用者は、重要事項説明書に定める複写料金を負担することによって、ご利用者自身のサービス提供に関する記録の複写物の交付を受けることができます。

第7条 (料金)

- 1 ご利用者は、サービスの対価として重要事項説明書に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 奉優会は当月分の料金の請求書に明細書を付して、利用月の翌月25日頃までにご利用者に通知します。
- 3 ご利用者は、当月分の料金の合計額を翌月末までに口座自動振替にて支払います。
なお、ご利用者の口座からの自動引落としに関する手続日の関係、またはご利用者のご都合で口座からの自動引落とし等ができなかった場合には、現金で徴収させて頂くことがあります。
- 4 奉優会は、ご利用者から料金の支払いを受けたときは、ご利用者に対し、領収書を発行します。
- 5 ご利用者負担金は関係法令及び告示・通達等に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令及び告示・通達等が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。

第8条 (利用開始前のサービスの中止)

- 1 ご利用者は、奉優会に対して、利用開始予定日6日前17時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 ご利用者が利用開始予定日6日前17時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、奉優会は、ご利用者に対して1日分の食費相当額（第4段階の1日分の食費と同額）をキャンセル料として請求することができます。

第9条 (利用期間中の中止)

- 1 ご利用者は、奉優会に対して前日 17 時まで申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は実際の退所日までの日数を基準に計算します。
- 2 奉優会は、ご利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取扱いについては重要事項説明書に記載したとおりです。
- 3 第1項、第2項に定める他、利用期間中にご利用者が入院した場合、介護予防短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は入院日までの日数を基準に計算します。

第10条 (契約の終了)

- 1 ご利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、奉優会に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 奉優会はやむを得ない事情がある場合、ご利用者に対して、30 日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 重要事項説明書 4 項 (2) に記載した事由に該当する場合には、奉優会は、ご利用者に対して文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 4 重要事項説明書 4 項 (3) に記載した事由に該当する場合には、この契約は自動的に終了します。

第11条 (秘密保持)

- 1 奉優会および奉優会の使用する者は、サービス提供をする上で知り得たご利用者およびそのご家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 奉優会がご利用者およびそのご家族に関する個人情報について、重要事項説明書 5 項 (2) に記載している目的において、必要最小限の範囲内で使用します。ただし、提供にあたっては、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。

第12条 (賠償責任)

- 1 奉優会は、この契約に基づいてサービスを提供するにあたって、奉優会もしくは施設職員の故意や過失、もしくはこの契約上の注意義務に違反して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合はその賠償責任を負います。
ただし、その損害について、利用者の故意、過失もしくはこの契約上の注意義務違反、もしくは利用者に施設職員の正当な業務上の指示に違反が認められる場合は、その状況を斟酌してその賠償額の減額または免除することができるものとします。
- 2 利用者は、施設において、故意または過失もしくはこの契約上の利用者の義務に違反して、施設設備または他の利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。その場合、前項のただし書きを準用します。
- 3 事業者及び利用者は、前2項の賠償は、誠意を持って速やかに対応し、履行するものとします。

第13条 (緊急時の対応)

奉優会は、ご利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等、必要な処置を行います。

第14条 (相談・苦情対応)

奉優会は、ご利用者からの相談、苦情等に対応するために担当窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

第15条 (利用者代理人について)

- 1 この契約締結時点において、利用者が認知症その他の事由により契約の意味内容を理解することができず、この契約を締結する意思能力がなかったとされる場合においては、この契約は、利用者がこの契約に基づくサービスを受けるために、利用者代理人を（代理人としてではなく）契約者本人として有効に成立するものとします。
- 2 前項の場合、利用者がこの契約に基づくサービスを受けたことにより発生する支払債務、その他事業者に対して負う一切の債務を、利用者代理人は、（代理人としてではなく）契約当事者として、自らの債務として負い、これらを事業者に対して支払うものとします。
- 3 契約締結後時を経て、利用者が意思能力を失うに至った場合も、以降、利用者代理人となっていた者が、利用者の契約上の契約者としての地位を承継するものとし、以降この契約は、利用者が施設を利用してサービスを受けるために利用者代理人であった者を契約当事者として存続するものとします。
- 4 この契約に関して、事業者から発する通知、催告、請求その他の意思表示は、利用者又は利用者代理人のいずれか片方に宛てたものであっても、利用者の意思能力の有無にかかわらず、その双方に到達したものとして同時に効力を生じ、双方に効力を及ぼすものとします。（以下、「利用者又は利用者代理人に対し」と記載されたものは、いずれもこの趣旨として解釈されるものとします。）。

(連帯保証人について)

- 1 連帯保証人は、本契約から生じる利用者の債務（本契約に関連して生じた不法行為による賠償債務を含みます。）（利用者代理人が契約者本人として事業者に対して債務を負う場合にはこれを含むものとします）を連帯して保証します。本契約が更新された場合においても、同様です。
- 2 前項の連帯保証人の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- 3 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、主たる債務者の債務の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額その他民法458条の2に定める主たる債務について情報を提供します。
- 4 事業者が指定する賃貸保証委託契約事業者と契約を締結している場合は、連帯保証人は不要とします。

第16条 (本契約に定めのない事項)

- 1 ご利用者および奉優会は、信義に従い誠実にこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第17条 (裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、ご利用者および奉優会は、施設の所在地を管轄する裁判所を第一審裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、ご利用者、奉優会が署名(記名)のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名
奉優会

〔法人名〕 社会福祉法人 奉優会

〔住所〕 東京都世田谷区駒沢 1-4-15 真井ビル 5F

〔代表者名〕 理事長 香取 寛

【入所者】 住所 _____ 氏名 _____ 印 _____

【利用者代理人】 住所 _____ 氏名 _____ 印 _____

続柄 _____